

## 新株予約権の評価に係る時価算定基準適用の検討

### 1. 概要

国立大学法人等は、その保有する研究成果や教育研究施設等の資源を社会に還元することなどを目的とした出資が可能となっている。これらは原則として資金の提供を伴っていると考えられる。

- 国大法第 22 条第 1 項第 6 号、国大法施行令第 3 条の成果活用促進事業者や承認 TLO への出資
- 国大法第 22 条第 1 項第 7 号、産業競争力強化法第 21 条の認定 VC への出資
- 国大法第 34 条の 5 第 1 項の研究成果活用事業者への出資 など

### 2. 科技イノベ法第 34 条の 4 第 2 項に基づく新株予約権の取得

1. 概要に記載した出資のほか、国立大学法人等が大学発ベンチャーに対して、知的財産のライセンス、施設・設備の提供、技術指導等の支援を行う場合、その対価は現金支払いを受けることが基本であるものの、現金に代わって株式や新株予約権を取得することができる（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 34 条の 4 第 2 項）。

資力は弱いが有望な法人発ベンチャーの育成・支援のため、現金以外の対価を認める趣旨であり、実際に、各大学で大学発ベンチャーの支援の対価として新株予約権を受領するケースがある。

### 3. 取得した新株予約権の処理（現行）

新株予約権を取得した国立大学法人等においては、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて（通知）」を参考に、取得価額及び期末時価を評価している。

当該通知では、「時価が把握できる場合」と「時価ができない場合」に分け、評価方法を示している。

#### ※取得した新株予約権の会計処理について

1. (1) 又は (2) の対価として新株予約権を取得した場合の会計処理については、国立大学法人会計基準に特段の規定がないため、公正妥当な企業会計の基準に準拠することとなること。その際、取得した新株予約権の時価が把握できる場合には、時価評価し資産計上するとともに同額を収益計上することとなり、当該新株予約権の時価が把握できない場合には、(2) の「収益を伴う事業」の対価に見合う額を参考にすることとなること。ただし、時価及び当該対価に見合う額のいずれも把握できない場合には、備忘価額にて資産計上することとなること。

注：(1)は寄附により株式等を取得する場合、(2)は国立大学法人等が実施する「収益を伴う事業」の対価として現金に代えて株式等を取得する場合 である。

出典：「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて（通知）（29文科高第410号平成29年8月1日）」

#### 4. 時価算定基準の導入の影響

時価の算定に関する会計基準（企業会計基準第30号）が導入され、国立大学法人会計基準は原則として企業会計原則によることとされていることから、当該時価算定基準の影響を受ける。

時価算定基準において、「時価の把握が極めて困難な有価証券」という定義がなくなり、基本的にインプットを用いて評価が可能とされている。

ただし時価算定基準にも「市場価格のない株式等」の定めがあり、取得原価で評価することとされている。これには非公開企業の株式や出資金等が含まれるとされているが、非公開会社の新株予約権は「市場価格のない株式等」に含まれないとの見解が出されている（時価会計基準の設定時のコメント）。

企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準(案)」等に対するコメント

| 論点の項目                                    | コメントの概要   | コメントへの対応  |
|--|---|---|
| 42) 市場価格のない株式等が時価の算定におけるインプットとなる金融商品について | 非公開会社が発行する新株予約権や転換社債型新株予約権付社債などの市場価格のない株式等が時価の算定におけるインプットとなる金融商品が市場価格のない株式等に含まれるのか明確にする必要がある。 | 金融商品会計基準第19項における定義により、市場価格のない株式等は、株式又は出資金などに限定され、たとえ、市場価格のない株式等が時価の算定におけるインプットとなる金融商品であっても、デリバティブや債券等が市場価格のない株式等に含まれることはない。よって、修正を行わない。 |

#### 5. 企業会計における非上場会社の新株予約権の評価の現状

スタートアップ企業を支援する目的の新株予約権として「J-Kiss 型新株予約権」があるが、当該新株予約権のガイドラインである「コンバーティブル投資手段」活用ガイドラインにおいても、日本基準における時価評価の考え方は明確にされていない（71 ページ「ポイント4：新株予約権の管理」）

また、独立行政法人会計基準の検討の過程で日本公認会計士協会との意見交換が行われているが、「非上場のベンチャー企業（スタートアップ企業）の将来の株式発行価格を見積

もる手法は存在しないため、J-Kiss 型新株予約権の時価を理論的に評価する手法は存在しない旨の回答があったとのことである。

したがって、具体的にどのように評価するかは、個別の状況に応じて会計監査人と相談、ということになると思われる。

## 6. 結論

以上より、国立大学法人会計基準等において、非公開会社の新株予約権の評価方法（例えば、一律に備忘価額で評価する等。）を現時点で設定することは適当ではないと考えられ、国立大学法人等が取得した新株予約権の時価評価にあたっては、一律に備忘価額とすることなく、当該非公開会社の状況を踏まえたうえで評価を行うとともに、必要に応じて個別に会計監査人と相談することになるのではないかと。

以上